

高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、木材需要の先行きが不透明であることから、非住宅建築物において県産材を活用した木造化及び木質化並びに木製品の導入を推進し、木材の需用拡大を図るため、別表に掲げる事業主体（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助率等については、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助事業等申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式による補助金交付申請書によるものとし、補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を添えて知事に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則、要綱等の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、第5号に規定する処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間、処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳、その他必要な関係書類を保管しなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第2条に規定する補助目的に従って、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具にあっては、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものに限る。）については、処分を制限する期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に規定する財産にあっては大蔵省令に規定する耐用年数に相当する期間といい、大蔵省令に定めのない財産にあっては、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）別表に規定する期間をいう。以下この条において「処分制限期間」という。）内において、知事の承認を受けないで、第2条に規定する補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (6) 処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間又は転用制限期間内に補助金の交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、前条各号に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

ならないこと。

(10) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

- 2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件若しくは規則、この要綱等の規定若しくはこれらに基づく知事の処分に違反したとき又は補助事業者が前条各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の決定があった後においても取り消すことができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、変更等の承認を受けようとするときは、別記第2号様式による補助金変更等承認申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による変更等承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 実施事業の中止又は廃止
- (2) 補助金額の増額又は20パーセントを超える減額
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更

(工期の延期)

第8条 補助事業者は、第6条第1項第2号に規定する報告については、別記第3号様式による完了予定年月日の延期届出書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、規則第10条第1項の規定による遂行状況報告について、知事から求めがあった場合は、速やかにその状況について、別記第4号様式による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第10条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の2月28日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第1項第8号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第1項第8号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合

にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに別記第7号様式による報告書により知事に報告するとともに、当該金額を県に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(雑則)

第15条 この要綱に基づき知事に提出する書類は、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出しなければならない。

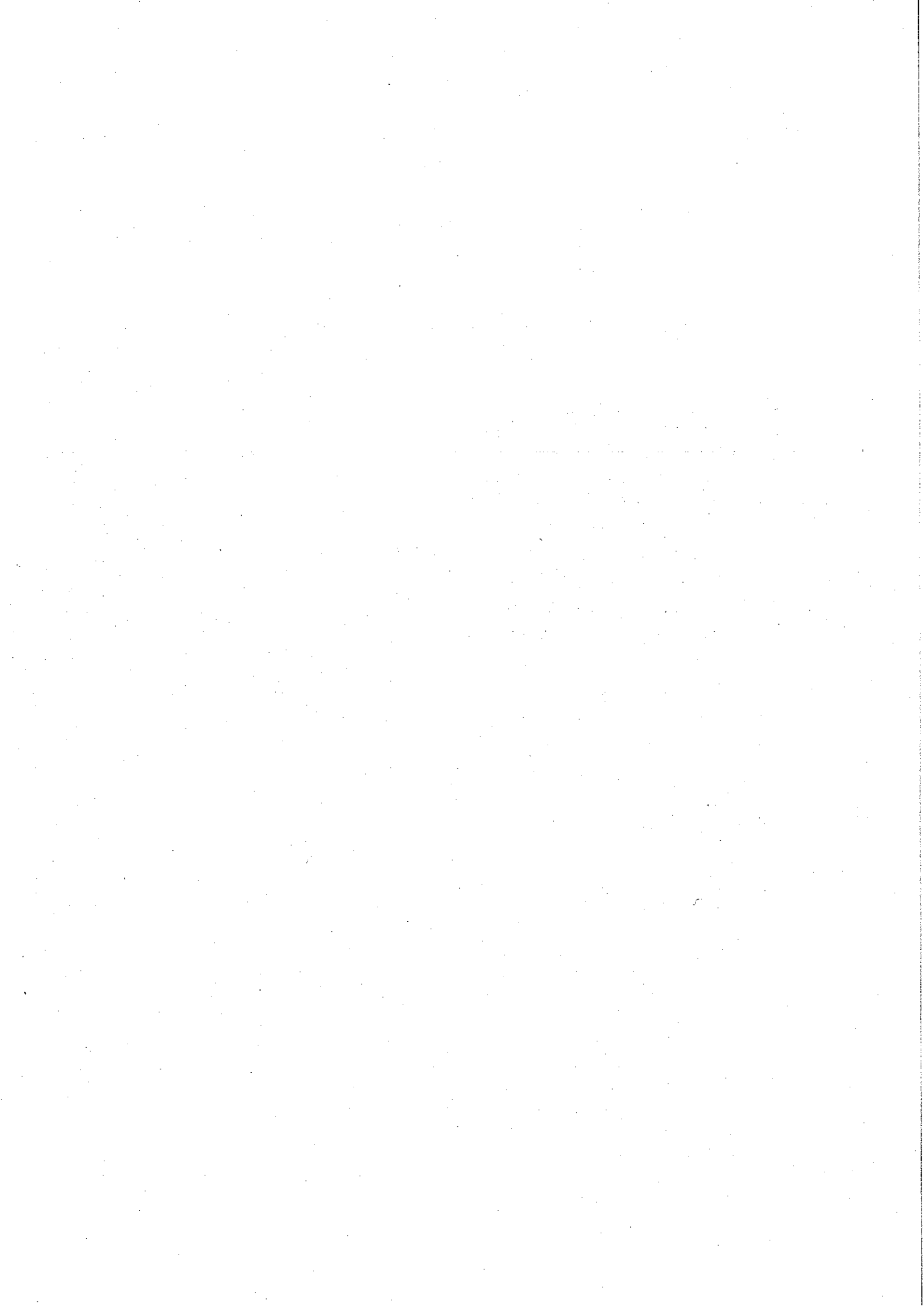
附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月24日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条第3項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	工種又は区分	補助対象経費	事業主体	補助率等
1 非住宅建築物の 木造化・木質化	(1) 木材の購入 (2) プレカット加工	(1) 木造化・内外装木 質化に係る木材の購 入費 (2) プレカット加工費	高知県内で非住宅建築 物等を新築、増改築等 により整備する建築主	2分の1以内 (下限：50万 円、上限400 万円/施設、 ただし、複数 の施設を整備 する場合及び 事業区分を併 用する場合 は、上限500 万円/事業主 体とする。)
2 非住宅建築物へ の木製品の導入	木製品の導入	木製品の導入に係る 経費		

- (注) 1 補助対象経費は、国、県、市町村等の他の補助事業の対象となっていないものとする。
- 2 補助金額の算出に当たって、補助対象経費に補助率を乗じて算出された金額に1千円未満の端数が生じた場合、端数は切り捨てるものとする。
- 3 事業主体について、市町村（教育委員会及び一部事務組合を含む。）は除くものとする。
- 4 事業主体は、特段の事情がある場合を除き、県、CLT建築推進協議会及び一般社団法人高知県木材協会に対し、次のことを協力するものとする。
- ①ホームページ等への掲載
- ②施設完成後、建設費の内訳書、完成写真等の提供及び建築積算の分析等への成果品使用
- ③見学会及び調査の実施
- 5 既存物の取壊し及び処分に係る経費並びに敷地の造成費は補助対象外とする。
- 6 事業区分1にあつては、次によること。
- (1) 高知県内に整備する非住宅建築物（1棟当たり延べ床面積が500m²以上の集合住宅を含む。）の木造化・木質化及び木製品の導入を補助対象とする。
- (2) 補助対象経費の木材の購入費は、木造化・内外装木質化に係る高知県産の木材を使用した製材品の購入に要する経費とする。
- (3) 補助対象経費のプレカット加工費は、木造化・内外装木質化に係る木材のプレカット加工に要する経費とする。
- (4) 木造化に係る構造用部材については、JAS構造材（機械等級区分構造用製材、直交集成板（CLT）、構造用集成材（中断面以上））を土台、大引、柱、梁、桁等の主要構造部の一部又は全てに使用するものとし、使用したJAS構造材のみ補助対象とする。
- (5) 「内外装木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の屋内に面する部分に木材を使用するものとし、内装と併せて外壁、柵、塀等の外構部分に木材を使用するものを含むものとする。
- (6) 内外装木質化のみを実施する場合は、構造が木造以外（鉄筋コンクリート（RC）造又は鉄骨（S）造等）で、増改築に限るものとする。
- (7) 高知県産の木材を使用した製材品を、延べ床面積1m²当たりおおむね0.18m³以上使用することとする。
- 7 事業区分2にあつては、次によること。
- (1) 事業区分1と併用するものとする。
- (2) 木製品の導入に係る経費は、購入費及び設置費（導入場所までの運搬費を含む。）とする。
- (3) 原則として高知県産材を使用するものとする。



令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏名
生年月日

令和 年度高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金交付申請書

令和 年度において下記のとおり事業を実施したいので、高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分総括表

単位：円

事業区分	事業費 (A+B)	補助対象 事業費	負担区分		摘要
			県補助金 (A)	その他 (B)	
計					

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
2 「摘要」欄は、消費税仕入控除税額等がある場合に消費税相当額を記入してください。
3 「補助対象事業費」欄は、消費税仕入控除税額等がある場合、「事業費」より消費税相当額を差し引いた額を記入してください。

3 事業の内訳

単位：円

事業区分	市町村名	施設名	工種又は 区分	補助対象経 費の内訳	整備内容	県産材 使用量	事業費 (A+B)	経費		事業期間		備考
								県補助金 (A)	その他 (B)	着手 (予定) 年月日	完了 (予定) 年月日	
総計												

(注) 1 「県産材使用量」欄は、事業区分1の場合のみ記入してください。

2 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「備考」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 収支予算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

6 添付資料

- (1) 補助金の交付に関する規定（市町村の継ぎ足し補助がある場合）
- (2) 当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）
- (3) 県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙2）

令和 年度高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

区分	事業費	県補助金	課方 税式	仕入れに係る 消費税額及び 地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税 確定 未確定	備考
					補助率	消費税分 補助金 相当額		
合計								

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第11条第3項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額の確定時において、消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者には「免税」、同法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者には「簡易課税」、その他の事業者には「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税額を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税額を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合にあっては「確定」、それ以外の場合にあっては「未確定」と記入してください。

誓約書兼同意書

私は、高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者・職) 氏名 (自署)

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏名
生年月日

令和 年度高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金変更等承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容及び経費の配分総括表

単位：円

事業区分	事業費 (A+B)	補助対象 事業費	負 担 区 分		摘 要
			県補助金 (A)	そ の 他 (B)	
計					

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「摘要」欄は、消費税仕入控除税額等がある場合に消費税相当額を記入してください。
 3 「補助対象事業費」欄は、消費税仕入控除税額等がある場合、「事業費」より消費税相当額を差し引いた額を記入してください。
 4 変更箇所については、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後との内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。）。

3 事業の内訳

単位：円

事業区分	市町村名	施設名	工種又は分 区	補助対象経 費の内訳	整備内容	県産材 使用量	事業費 (A+B)	経費		事業期間		考 備
								県補助金 (A)	その他 (B)	着 手 (予定) 年月日	完 了 (予定) 年月日	
総計												

(注) 1 「県産材使用量」欄は、事業区分1の場合のみ記入してください。
 2 当該補助金に関する消費税仕入控除税額等がある場合は、「備考」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。
 3 変更箇所について、変更前（上段括弧書き）と変更後（裸書き）とにより変更前と変更後との内容を対比してください（変更のない箇所は、2段書きの必要はありません。）。

4 事業完了予定年月日
年 月 日

5 収支予算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
そ の 他		
計		

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	経 費 積 算 の 基 礎
計		

6 添付資料

- (1) 補助金の交付に関する規定（変更により新たに市町村の継ぎ足し補助がある場合）
- (2) 当該補助金に消費税等相当額を含めて交付申請する場合は、事業主体の直近の消費税等の確定申告書（写し）、課税売上高を確認することができるもの及び消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書（写し）

令和 年度高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

区分	事業費	県補助金	課方式	仕入れに係る消費税額及び地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税確定 未確定	備考
					補助率	消費税分補助相当額		
合計								

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第11条第3項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該交付金に係る届出書に提出した事業者は、「簡易課税」、その他の事業者は「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することのできる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税額を乗じて得た金額との合計額を記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することのできる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税額を乗じて得た金額を記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合については「確定」、それ以外の場合については「未確定」と記入してください。

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏名
生年月日

令和 年度高知県非住宅建築物県産材利用促進事業完了予定年月日の延期届出書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更の決定）の通知がありました事業について、下記のとおり事業完了予定年月日を延期したいので、高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 延期の理由

2 変更前事業完了予定年月日

令和 年 月 日

3 変更後事業完了予定年月日

令和 年 月 日

4 工程表

5 その他（添付資料）

- (注) 1 延期の理由は、延期の対象となる事業箇所ごとに記入してください。
2 工程表については、当初と変更後とが分かるように記入してください。
3 添付資料は、延期の必要性を確認することができる資料、写真等を添えてください。

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏名
生年月日

令和 年度高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金遂行状況報告書

このことについて、高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金交付要綱第9条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

単位：円

事業区分	計 画		月 日現在出来高		進捗率
	事業費	県補助金(A)	事業費	県補助金(B)	B/A %
計					

(注) 1 「計画」欄は、補助金交付申請書（変更の承認があった場合は、補助金変更承認申請書）により
記入してください。

2 パーセントは整数止めとし、端数を切り上げてください。

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏名
生年月日

概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありました令和 年度高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金について、高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求します。

記

単位：円

事業区分	事業費	補助金交付 決定額	既受領 補助金額	今回請求額	月日 までの予定 出来高	補助金残額	備考
					%		
計							

（振込先）
銀行名：
種 別：
口座番号：
口座名義人：

令和 年 月 日

高知県知事 様

住所
補助事業者 氏名
生年月日

令和 年度高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業の実績

(1) 総括

単位：円

事業区分	事業費 (A+B)	補助対象 事業費	負担区分		摘要
			県補助金 (A)	その他 (B)	
計					

- (注) 1 「事業費」欄は、消費税額を含めた額を記入してください。
 2 「摘要」欄は、消費税仕入控除税額等がある場合に消費税相当額を記入してください。
 3 「補助対象事業費」欄は、消費税仕入控除税額等がある場合、「事業費」より消費税相当額を差し引いた額を記入してください。

(2) 事業実績

単位：円

事業区分	市町村名	施設名	工種又は 区分	補助対象経 費の内訳	整備内容	県産材 使用量	事業費 (A+B)	経費内訳		事業期間		考 備
								県補助金 (A)	その他 (B)	着手 年月日	完了 年月日	
総計												

(注) 1 「県産材使用量」欄は、事業区分1の場合のみ記入してください。
 2 当該補助金に關する消費税仕入控除税額等がある場合は、「備考」欄に消費税額〇〇〇円と記入するとともに、別紙1を記入してください。

2 事業完了年月日

年 月 日

3 収支精算

(1) 収入

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
県 補 助 金				
そ の 他				
計				

(注) 「予算額」欄は、前回申請書(変更を含む。)に記入したとおりとしてください。

(2) 支出

単位：円

区 分	予 算 額	精 算 額	差引き増△減	備 考
計				

(3) 収支精算

単位：円

区 分	県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県補助金	既受領県 補助金総額	差引き県補助金 未受領額 (返還額)
事 業 費			%			
計						

4 添付資料

- (1) 精算事業費を確認できる資料
- (2) 整備内容を確認することができる図面、写真等
- (3) 県産材使用量を確認することができる資料

令和 年度高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金に係る仕入れに係る消費税相当額集計表

単位：円

区分	事業費	県補助金	課方 税式	仕入れに係る 消費税額及び 地方消費税額	仕入れに係る消費税等相当額		消費税 確定 未確定	備考
					補助率	消費税分 補助相 当額		
合計								

- (注) 1 当該補助金の事業主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業主体である場合（地方公共団体又は同法第60条第4項の規定に該当する人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記入してください。
- 2 第11条第3項により報告し、補助金の返還が伴う場合は、事業主体ごとに内訳を添えてください。
- 3 「課税方式」欄は、当該交付金に係る仕入れに係る届出書に提出した事業者は、「簡易課税」、その他の事業者は「課税」と記入してください。
- 4 「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税を乗じて得た金額とを合算して記入してください。
- 5 「仕入れに係る消費税等相当額」欄は、交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税を乗じて得た金額を合算して記入してください。
- 6 「消費税確定未確定」欄は、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合については「確定」、それ以外の場合については「未確定」と記入してください。

令和 年 月 日

高知県知事

様

補助事業者

住所

氏名

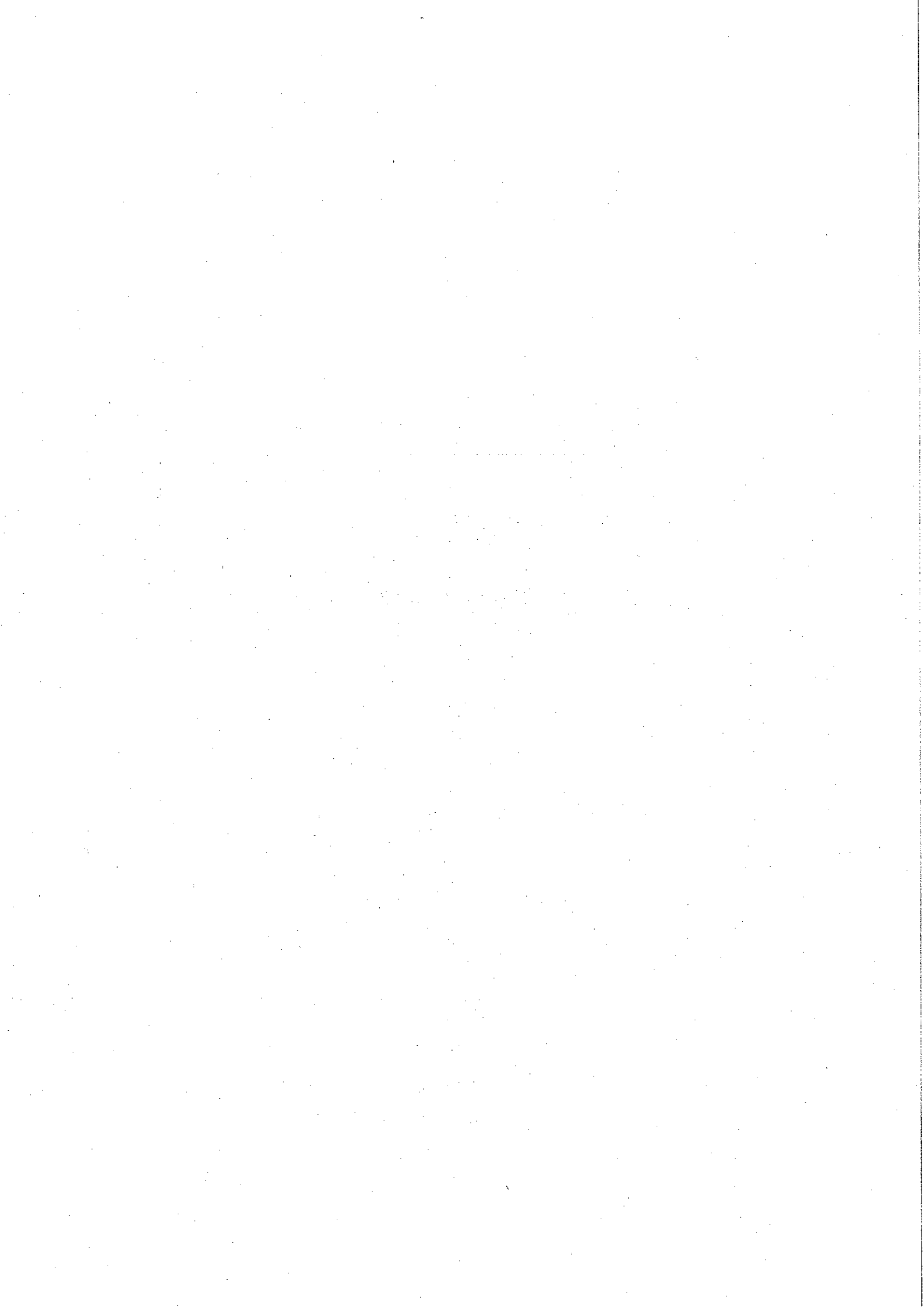
生年月日

令和 年度高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は
補助金変更の決定）通知がありましたことについて、高知県非住宅建築物県産材利用促進事
業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額
（令和 年 月 日付け高知県指令 第 号による交付決定額） | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |



高知県非住宅建築物県産材利用促進事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、高知県非住宅建築物県産材利用促進事業費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第14条の規定に基づき、高知県非住宅建築物県産材利用促進事業の実施に必要な事項を定めるものとする。

第2 事業計画の策定

補助事業者が事業を実施しようとするときは、別紙による高知県非住宅建築物県産材利用促進事業計画書（以下「事業計画書」という。）を知事に提出しなければならない。

第3 事業計画の決定

知事は、事業計画書の提出があった場合は、事業計画の審査を行うものとし、その結果を第2の規定により提出のあった補助事業者に通知するものとする。

第4 事業計画の変更

補助事業者の長は、県要綱第7条の規定による変更が生じた場合等、事業計画の内容に重要な変更が生じたときは、第2の規定による事業計画書を、高知県非住宅建築物県産材利用促進事業変更計画書（以下「変更計画書」という。）に読み替え提出するものとする。

2 変更事業計画の決定については、第3の規定に準ずるものとする。

第5 事業の実施

1 補助事業者が締結する契約

補助事業者が事業を実施するために締結する契約については、地方自治体が行う契約手続きの取扱いに準じて適切に行うものとする。

2 事業の経理

(1) 経理の独立

事業主体の長は、補助事業の経理を独立の帳簿を設定する等の方法により、他の経理と区分することとし、補助事業の対象外事業費を含む全事業費を一括して経理する場合にも、補助金の対象事業費と明確に区分するものとする。

(2) 支払

事業費の支払は、支払請求等に基づき納品の状況又は事業の出来高を確認し、その都度行うものとし、領収書を徴収するものとする。

(3) 出納

金銭の出納は、原則として金融機関の預金口座等を通じて行うものとする。

第6 検査

知事は、実績報告書に基づき各事業の完了検査を速やかに実施するものとする。

2 概算払請求があったときは、補助事業者へ補助金を支出後、1月以内に精算確認を行うものとする。

第7 著作権等

補助事業者は、知事に対し、補助事業の実施により得られた成果物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現することを許諾するものとする。

- 2 補助事業者は、知事に対し、成果物の内容を自由に公表することを許諾するものとする。
- 3 補助事業者は、第7の場合において、著作権法（昭和45年法律第48号）第19条第1項及び第20条第1項の権利を行使しないものとする。

第8 雑則

この要領に基づき知事に提出する書類は、高知県林業振興・環境部木材産業振興課に提出しなければならない。

- 2 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年3月24日から施行する。

(別紙)

令和 年 月 日

高知県知事

様

住所
補助事業者 氏名
生年月日

高知県非住宅建築物県産材利用促進事業（変更）計画書

高知県非住宅建築物県産材利用促進事業実施要領第2（又は第4）の規定に基づき、事業（変更）計画書を提出します。

※ 別添の事業（変更）計画書及び添付資料を添えてください。

(別添)

市 町 村 名	
作成申請年度	

令和 年度

高知県非住宅建築物県産材利用促進事業（変更）計画書

事業区分：非住宅建築物の木造化・木質化

1 事業概要

施設名（住所）				
用途				
構造				
階数				
延べ床面積（m ² ）				
木質化面積（m ² ）				
JAS構造材使用箇所、 使用量（m ³ ）				
内外装材使用量（m ³ ）				
プレカット加工費				
県産材使用量（m ³ ） （※JAS構造材以外の県産材を含む）				
整備内容 （目的、効果等）				
事業予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
事業費の負担区分 （単位：千円）	事業費 （消費税込）	補助対象事業費	県補助金	その他

2 添付資料

- ・設計書
- ・見積書その他事業費を確認することができる資料

備考：本様式は事業区分1に使用する。

事業区分：非住宅建築物への木製品の導入

1 事業概要

施設名（住所）				
用途				
木製品導入内容 （種類、個数等）				
整備内容 （目的、効果等）				
事業予定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日			
事業費の負担区分 （単位：千円）	事業費 （消費税込）	補助対象事業費	県補助金	その他

2 添付資料

- ・見積書その他事業費を確認することができる資料

備考：本様式は事業区分2に使用する。